



2024年6月20日

各位

会社名 帝人株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 内川 哲茂
(コード番号 3401 東証プライム)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長
浜島 直樹
(TEL 03-3506-4395)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議において、下記のとおり、自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年7月17日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 101,615株
(3) 処分価額	1株につき1,391円
(4) 処分総額	141,346,465円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	取締役（取締役会長、取締役シニア・アドバイザー、取締役ミッション・エグゼクティブ及び社外取締役を除く） 3名 13,228株 取締役を兼務しない帝人グループ執行役員 12名 30,583株 ミッション・エグゼクティブ 6名 16,314株 海外グループ会社の役員 11名 41,490株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の帝人グループ執行役員を兼務する社内取締役並びに当社の取締役を兼務しない帝人グループ執行役員及びミッション・エグゼクティブ（以下、総称して「対象取締役等」といいます。）に対し、当社の中期経営計画の達成や中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、ステークホルダーとの一層の価値共有を進めること及び株式報酬制度の運用性を高めることにより、株式価値増大への貢献意欲を促進することを目的に、2024年6月20日開催の第158回定時株主総会及び同日開催の取締役会において導入することが決議された「譲渡制限付株式報酬制度」（以下、「譲渡制限付株式報酬制度」といいます。）を導入しております。また、当社の海外グループ会社（外国籍）に所属する当社の取締役を兼務しない帝人グループ執行役員、ミッション・エグゼクティブ及び海外グループ会社の役員（以下、「海外グループ会社対象者」といいます。）に対しては、当社の中期経営計画の達成や中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、ステークホルダーとの一層の価値共有を進めることを目的に、2021年6月23日開催の取締役会において導入することが決議された「譲渡制限付株式報酬制度」（以下、「海外グループ会社対象者向け譲渡制限付株式報酬制度」といいます。）を導入しております。

本自己株式処分は、対象取締役等並びに海外グループ会社対象者に対して譲渡制限付株式報酬制度及び海外グループ会社対象者向け譲渡制限付株式報酬制度（以下、総称して「本制度」といいます。）を踏まえ、2024年6月20日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。

なお、当社は、本制度に基づき、当社の第159期事業年度（2024年4月1日～2025年3月31日）の譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭債権（以下、「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として割当予定先である対象取締役等及び海外グループ会社対象者に対して支給された金銭債権を出資財産として現物出資させることにより、本自己株式処分の対象となる当社普通株式を処分いたします。また、当社は、割当予定先である対象取締役等及び海外グループ会社対象者との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結する予定です。

3. 対象取締役等との間の本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

対象取締役等は、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、2024年7月17日から当社の取締役（取締役会長、取締役シニア・アドバイザー、取締役ミッション・エグゼクティブ及び社外取締役を含む。）、帝人グループ執行役員、ミッション・エグゼクティブ及び監査役の地位のいずれの地位をも退任又は退職した直後の時点までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、本割当株式の交付を受けた日の属する事業年度経過後3か月を経過した日より前の時点であって、当該退任又は退職が任期満了、定年、死亡その他の正当な理由以外の事由による場合には、譲渡制限期間の終期を当該経過した日の到来直後の時点とする。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が2024年6月20日からその後最初に到来する定時株主総会の終結時点の直前（但し、対象取締役等が本日時点において取締役を兼務しない帝人グループ執行役員又はミッション・エグゼクティブの場合には、2024年4月1日から2025年3月31日と読み替える。以下、同じとする。）までの期間（以下、「本役務提供期間」という。）中、継続して、当社の取締役（取締役会長、取締役シニア・アドバイザー、取締役ミッション・エグゼクティブ及び社外取締役を含む。）、帝人グループ執行役員、ミッション・エグゼクティブ及び監査役の地位のいずれかの地位にあつたことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 本役務提供期間中に、対象取締役等が任期満了、定年、死亡その他の正当な理由（対象取締役等の自己都合によるものはこれに含まれない。以下、同じとする。）により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

本役務提供期間の満了前に、対象取締役等が、当社の取締役（取締役会長、取締役シニア・アドバイザー、取締役ミッション・エグゼクティブ及び社外取締役を含む。）、帝人グループ執行役員、ミッション・エグゼクティブ及び監査役の地位のいずれの地位をも任期満了、定年、死亡その他の正当な理由により退任又は退職した場合には、当該対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、本役務提供期間の開始日の属する月から対象取締役等の退任又は退職の日を含む月までの月数（但し、在任日数が1か月に満たない月は、1か月とみなさない。）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた結果得られる数（1株未満の端数が生ずる場合は、四捨五入する。）とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間中において、対象取締役等が禁錮以上の刑（2025年6月1日以降は拘禁刑を含む。）に処せられた場合、対象取締役等について破産手続開始等の申立てがあつた場合、対象取締役等が当社の書面による事前承諾なく当社グループの事業と競業する業務等に従事し、若しくは退任・退職後に従事することが予定されていると当社のCEOが認めた場合（対象取締役等がCEOである場合には、当社の取締役会が決議した場合。

以下、同じとする。) 、対象取締役等において法令、当社の社内規程等の違反行為があったと当社のCEOが認めた場合等、一定の事由が生じた場合には、本割当株式の全部を当然に無償で取得することができる。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が証券会社において開設した専用口座で管理される。

当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して当該証券会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等が当社の株主総会(但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本役務提供期間の開始日の属する月から当該承認の日を含む月までの月数(但し、在任日数が1カ月に満たない月は、1カ月とみなさない。)を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた結果得られる数(1株未満の端数が生ずる場合は、四捨五入する。)の株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

4. 海外グループ会社対象者との間の本割当契約の概要

海外グループ会社対象者(取締役を兼務しない帝人グループ執行役員1名、ミッション・エグゼクティブ2名及び海外グループ会社の役員11名)に交付する本割当株式については、上記3.の本割当契約の主要な項目に準ずる内容としますが、日本以外の各国における株式報酬制度の状況等も考慮し、譲渡制限期間は2024年7月17日から2025年7月16日までの1年間としており、この期間中、継続して、当社の取締役(取締役会長、取締役シニア・アドバイザー、取締役ミッション・エグゼクティブ及び社外取締役を含む)、帝人グループ執行役員、ミッション・エグゼクティブ、監査役及び海外グループ会社の役員の地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除します。なお、譲渡制限期間中に、海外居住対象者が任期満了、定年、死亡その他の正当な理由により上記地位のいずれをも退任又は退職した場合は、上記3.(3)に準ずる取扱いとします。但し、日本以外の各国における納税時期も考慮し、本割当契約に基づき、本割当株式のうち納税額相当分について譲渡制限期間中に譲渡制限を解除することがあります。

なお、本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、株式保管・売買担当会社が証券会社において開設した専用口座または海外グループ会社対象者が証券会社において開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、当該口座の管理に関連し当該株式保管・売買担当会社及び当該証券会社との間において契約を締結しています。また、海外グループ会社対象者は、当該口座の管理の内容につき同意するものとします。

5. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、対象取締役等及び海外グループ会社対象者に対して本制度に基づく当社の第159期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年6月19日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である1,391円としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以上